

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

源徴収の対象となる報酬等の改正

Q : 源泉徴収が必要となる報酬等の取扱いが改正になったと聞きましたが、どのようなになったのですか？

A : 通訳の報酬、料金も源泉徴収が必要となりました。

【解説】

[改正前の取扱い]

国内において、居住者に対し、原稿料や講演料を支払った場合や、弁護士や税理士等に報酬を支払う場合には、その支払をする者は、これらの報酬や料金等について原則として10% (同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合は、その超える部分の金額については20%)の税率による所得税を源泉徴収して、その月の翌月10日までに納付しなければならないこととされています。ただし、それらの報酬等が、給与所得又は退職所得に該当するものについては、給与所得又は退職所得として源泉徴収をし、また、その支払者が個人で、給与等の支払者でないときや給与等の支払者であるけれどもその給与等の支払が常時2人以下の家事使用人のみに支払っているという場合は、源泉徴収が不要とされています。

[改正の内容]

源泉徴収が必要となる報酬・料金に、通訳に対するものが追加されることとなりました。

この改正は、平成19年7月1日以後に支払われる報酬・料金等から適用されます。

